

名古屋市教育委員会定例会

令和元年 12 月 9 日

午後 3 時 00 分

教育委員会室

議 事

- 日程 1 第 34 号議案 名古屋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案について
日程 2 第 35 号議案 令和元年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針について
日程 3 第 36 号議案 名古屋市図書館協議会委員の委嘱について
日程 4 第 37 号議案 教職員人事
日程 5 第 38 号議案 事務局人事

出席者

鈴木 誠 二 教育長
小栗 成 男 委 員
船津 静 代 委 員
小嶋 雅 代 委 員
西淵 茂 男 委 員
鎌田 敏 行 委 員

教育次長始め、事務局員 27 名 ※傍聴者 0 名

(鈴木教育長)

それではただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

まず、本日の議事についてですが、新たに日程第 5 として第 38 号議案「事務局人事」を追加させていただきたく存じます。

次に、議事日程第 3「名古屋市図書館協議会委員の委嘱について」から日程第 5「事務局人事」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議としたいと思っております。

また、会議録につきましても日程第 3 から第 5 については非公開としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

ではこれより、日程第1第34号議案「名古屋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(樋口総務課長)

それではご説明いたします。この規則の改正は、教育委員会の公印の印影印刷につきまして、規定の整備を行うものでございます。

現在、一斉に大量の公印を押す必要がある場合につきましては、教育委員会印又は教育長印に限り、印影の印刷を行うことができることとしています。

このため、現在、学校において、生徒手帳や卒業証書等、大量に学校長印の押印を必要とするものにつきましては、手作業により押印をしなければならず、事務が煩雑となっております。

このような公印の押印に係る事務負担を軽減するため、学校長印等の公印につきましても、印影印刷を行うことができるよう規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、令和2年1月1日でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(小栗委員)

1点だけお願いします。

ここに書いてある大量というのは何か基準があるのかどうか、という質問です。

何をもちて大量というのかということです。

(樋口総務課長)

これは正確なところではございませんが、よく聞かれる例といたしまして生徒手帳、卒業証書ということになりますので、三桁のような単位というのはそういうことになるかと思えます。

(鈴木教育長)

他によろしいでしょうか。

他にご意見もないようですので日程第1第34号議案「名古屋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第2第35号議案「令和元年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(橋本教職員課長)

第35号議案「令和元年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針について」ご説明申し上げます。

この基本方針は、本年度末におけます名古屋市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校長、教頭、教員及び小学校・中学校・特別支援学校の事務職員、栄養教諭、学校栄養職員の異動を行うにあたり、その基本方針並びに実施方針を定めるものでございます。

年度末人事異動は、資料の冒頭に掲げておりますように、「本市公立学校の現状を踏まえ、市民の大きな期待と信託にこたえて、学校教育の一層の充実と発展を図るため」に実施するものです。

まず、「Ⅰ 基本方針」を掲げさせていただきました。「1 清新の気の流入、教育意欲の高揚」、「2 公正かつ適正な異動、人事の刷新」、「3 人材の登用、学校教育の活性化」、「4 適材適所、教職員構成の均衡」でございます。

「Ⅱ 実施方針」には、校（園）長、教頭、栄養教諭を除く教員の新任及び転任、栄養教諭の新任、配置及び転任、事務職員、学校栄養職員の配置及び転任について、その実施にあたっての基本的な考えを示しております。

はじめに、1の(1)の新任の校（園）長、教頭ですが、登用にあたっては、「ア 教育的識見、包容力」、「イ 経営管理の才幹、指導力」、「ウ 洞察力、対処能力」、「エ 健康、信頼と敬愛を受けるに足る資質」を評価して登用してまいりたいと考えております。

具体的には、はねていただいて、2枚目の参考資料①をご覧ください。ただ今の基本方針を受け、校（園）長・教頭には、それぞれの役職の特性から、「人事異動の重点」に掲げます「学校を取り巻く現状を把握し、課題解決の方法を策定・実施して学校運営を推進する

能力をもった管理職」および「若手と女性管理職」の登用を図ってまいりたいと考えています。

校長及び教頭の任用に当たっての手順ですが、図示いたしましたように、任用審査を経た候補者を名簿登載し、登載されたすべての候補者について、教職員課管理主事の面接、指導室指導主事の情報をふまえて、教職員課において一次選考を行い、さらに、教務部長以下によるヒアリングを経て、教育長調整ののち、教育委員会におきまして、ご審議いただくという流れでございます。

下に昨年度実績を載せさせていただきました。

校（園）長の新任が 65 人、転任が括弧内で示しました 73 人です。

1 枚目の基本方針に戻っていただきまして、1 の（2）の校園長の転任については、学校経営の充実と発展を図ることをねらいに実施してまいります。

2 の（1）教員の新任については、計画的に、適材を適所に配置したいと考えています。

次に、（2）教員の転任ですが、人事の刷新をねらいとして適材適所の配置に努め、職員構成の均衡と、学校教育の活性化をより一層図るよう留意してまいりたいと考えております。①のアにありますように、小・中・特別支援学校の教員は、同一校に引き続いて 8 年在職している者を配置換えします。

裏面をご覧ください。栄養教諭、事務職員・学校栄養職員についての実施方針です。栄養教諭については、3 の（3）①にありますように、同一校に引き続いて 5 年配置している者を配置換えします。

事務職員については、4 の（1）にありますように、係長級事務職員を配置しています。係長級事務職員は、小学校及び中学校については、全市的な立場に鑑み、市内全域を均等に 11 ブロックに分けて配置するように努めてまいります。特別支援学校については全校に配置いたします。

4 の（2）の係員段階事務職員は、従来の事務職員のこととさせていただきます。

栄養教諭と、係員段階事務職員につきましては、一校に引き続いて 5 年在職している者は配置換えしてまいります。学校栄養職員につきましては、栄養教諭に準じます。

教員につきましては、具体的には、参考資料②をご覧ください。「人事異動の重点」にあげさせていただきましたが、生徒指導上の課題克服、学力・体力の向上、特別支援教育の充実に向け、適材を適所に配置してまいります。

手順としましては、異動者の希望を踏まえた校長の意見具申を参考に、地域、校種等を勘案して配置換えを行ってまいります。

昨年度の異動規模は 1,803 人でした。今年度につきましては、昨年度から著しい増減はないものと想定しております。

事務職員につきましては、学校間連携のブロックを、栄養教諭・学校栄養職員につきましては、食に関する指導等の課題を踏まえて異動を進めたいと考えております。

以上基本方針について説明させていただきました。

次に参考資料③をご覧ください。これらは人事異動基本方針に基づき、人事異動の具体的な進め方を定めた実施要項です。

小・中・特別支援学校につきましては、教員・事務職員・学校栄養職員の配置換えの期間や方法などをより具体的に定めています。例えば教員の場合、「(1) 同一校に引き続き8年在職しているものは配置換えします」また、「(2) 新規採用以来同一校に6年以上在籍している者には、配置換えを強く進めます」「(3) 配置換えを希望することのできる者は、同一校在職3年以上の者としています」このように人事異動の具体的な進め方を定めています。

高等学校・幼稚園の教員については、校種の特性を勘案して定めています。

交流人事につきましては、高等学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園の校種間交流を行うことができます。交流希望に基づき、欠員状況を踏まえ、勤務実績等を吟味し、審議します。

教職員の異動は、各学校における適切・円滑な学校運営、子供たちへの教育活動に直接関わるものでございますので、公正かつ適正を期し、慎重に進めてまいりたいと考えております。

お認めいただけましたら、この案件はこのあと記者クラブに資料提供をさせていただきます。

どうぞよろしくご審議の程お願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(船津委員)

こちらは毎年出ているものじゃないですか。毎年ご説明をいただいているのですが、必要性があってこう変えました、というところがありましたら、そこについては確認をしておきたいです。

(橋本教職員課長)

昨年度は表現の形を変えました。ただ内容的には特段大きく変更はございませんでした。今年度は昨年が十分検討した形のものでございましたので、変更はございません。

(鈴木教育長)

昨年度と同一ということでございます。

(西淵委員)

税源移譲以来、人事の基本方針を見たことがなかったので、変わっている点があって、

積極的に幼小中高特別支援等の人事交流を進めてもらいたいと思っております。

質問ですが、事務職員の係長級の職員配置が、事務局との人事交流っていうことはあるのですか。

(橋本教職員課長)

事務局との人事交流については現状行っておりません。検討に値する内容かとは思われますが、今後の課題というふうに考えております。

(西淵委員)

高校以外は無いですね。

また一度よく検討していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

(鎌田委員)

一つよろしいですか。8年在職している者は配置換えをするという記載がありますが、8年の理由とといいますか根拠がありましたら。異動する事自体は非常に良いことだと思いますので、何年が一番良いのかと。8年の理由というものを教えていただければと思います。

(橋本教職員課長)

根拠というのはなかなか難しいところですが、従前は10年というのが一つの基準というふうに考えておりましたが、平成20年度末のところより8年というふうに変えさせていただいております。それは人事の活性化ということでございますが、小学校ですと、学年が1年生から6年生までであるというところで、6年間持ち上がりということになれば、あと残りが2年という形で、やはり、それぐらいになると異動を考える。中学校におきましても、3年間ということで、やはり二回りぐらいしたら一つの区切りと考えて異動する、ということで、9年となれば中学校でいうと三回りというようなところでしたので、8という形にすれば短い間隔での異動も促せるかということで変更したところでございます。何が一番ふさわしいかというところは難しい部分もございますが、今現在、活発な、希望も含めた異動が出てきているところから、適切なものではないかと考えております。

(鎌田委員)

8年経つと異動ということですが、その前に異動することもあると思うのですが、一人の教諭が、小学校中学校ですね、平均して何校くらい勤務する事になるのですか。

(橋本教職員課長)

正確なデータは計算等をしておりませんが、8年と言いますと、教員が最初に大学からストレートでいくと22歳、38年間で60歳に到達すると形になります。新規採用の際は6

年ということだと、残り 32 年で 8 年×4 校で 32 年。少なくとも 5 校。また、3 年ごとに異動希望できるようになりますので、多ければ 10 校という方もいらっしゃると思いますが、そこまで多い方はなかなか居ないのかと思います。

(鎌田委員)

ありがとうございます。

(鈴木教育長)

行政職員は 3 年が経つと異動の希望が出せて、異動の対象になります。それで、7 年経ちますと 7 年経ったから換えようということになります。教員の場合は 3 年経つと希望が出せるのですが、行政は希望を出しても変わらないこともあるのですが、教職員は希望があれば全員異動できると。

(橋本教職員課長)

はい。希望を出した者はすべて異動させております。

(鈴木教育長)

他よろしいでしょうか。

他にご意見もないようですので、日程第 2 第 35 号議案「令和元年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

日程第 3 以降は非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 3 時 27 分終了